

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	松本市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/my_number/dokujiriyou.html">http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/my_number/dokujiriyou.html</a>

執行機関名 松本市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	松本市福祉医療費給付金条例(平成15年3月14日条例第2号)による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松本市個人番号の利用に関する条例別表第一 第二の項 松本市福祉医療費給付金条例(平成15年3月14日条例第2号)による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第1条	松本市福祉医療費給付金条例(平成15年3月14日条例第2号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、乳幼児、児童、障害者、母子家庭の母子、父母のない児童及び父子家庭の父子(以下「乳幼児等」という。)の健康保持と福祉の増進を図るため、乳幼児等が療養の給付又は療養費の支給等(以下「療養の給付等」という。)を受けたときに、福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		松本市福祉医療費給付金条例(平成15年3月14日条例第2号) 松本市福祉医療費給付金条例施行規則(平成15年6月30日規則第39号)